

通行台数は 6 月に天草町下田で発生した崖崩落による国道 389 号の通行規制等の影響により前年度を下回り、通行料金収入は前年度と比較して 14.7%減少し、営業収益は 81,298 千円となった。

経常利益及び当年度純利益は 17,328 千円で、その結果、当年度未処理欠損金は 343,082 千円となった。

天草下島横断有料道路は、平成 14 年 4 月 30 日で料金徴収期限が到来し、平成 14 年度をもって有料道路事業は終了することになり、この事業の清算が行われる。

(3) 工業用水道事業

工業用水道事業は、有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の 3 施設で運営されている。給水状況は前年度と大幅な変更はなく、3 施設の給水能力は 86,400 m³ /日、契約率は 35.5%、施設利用率は 29.0%という状況で、依然として多くの未売水を抱えている。

料金収入は 396,848 千円で、前年度と比較すると 628 千円 (0.2%) 減少した。経常利益及び当年度純利益は 96,470 千円となり、修繕費や人件費等が減少したことにより前年度と比較すると利益幅は 9,069 千円(10.4%)増加した。その結果当年度未処理欠損金は 3,111,447 千円となりわずかながら好転した。しかしながら未だ極めて厳しい状況である。

このような中、平成 13 年度末には竜門ダムが完成し、平成 14 年度以降は建設仮勘定が本勘定に算入されるため、建設負担金に係る企業債の利息が費用として計上されるようになり、また、今後新たにダム管理負担金、市町村交付金、減価償却費等の支出が増加することから、このままでは経営状況が著しく悪化していくことが避けられない見通しである。

(4) 有料駐車場事業

有料駐車場事業は、県営有料駐車場（熊本市安政町、収容能力 333 台）及び県営第二有料駐車場（熊本市新屋敷、収容能力 37 台・月極）の 2 施設で運営されている。県営有料駐車場(安政町)の利用台数は 268,705 台で、前年度と比較すると内壁補修工事の影響等により 22,451 台(7.7%)減少したが、県営第二有料駐車場(新屋敷)は、月平均 36.8 台で、概ね満杯の利用状況であった。

その結果、平成 13 年度の経常利益及び当年度純利益は 92,050 千円となり、引き続き黒字となった。また、当年度未処分利益剰余金は 92,140 千円となった。

このように、有料駐車場事業の経営は、概ね良好であると認められる。

公告

熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 13 条第 1 項の規定により土地地区画整理事業に関する環境影響評価準備書を作成したので、同条例第 15 条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 2 日

益城町長 川 崎 義 秀

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 益城町長 川崎 義秀
 - (2) 住所 熊本県上益城郡益城町大字宮園 702 番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 益城台地土地地区画整理事業
 - (2) 種類 土地地区画整理事業
 - (3) 規模 対象事業面積 約 64.93 ヘクタール
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県上益城郡益城町大字広崎・古閑・福富・惣領の各一部
- 4 条例第 14 条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
熊本県益城町及び熊本市の一部
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
益城町地域開発課
熊本県熊本土木事務所企画調査課
熊本市役所環境企画課
熊本市東部市民センター
熊本市秋津市民センター
 - (2) 期間
平成 14 年 8 月 2 日から平成 14 年 9 月 2 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
準備書について環境の保全の見地からの意見を有するものは、書面で次により事業者
に提出することができる。
 - (1) 提出期限 平成 14 年 9 月 17 日
 - (2) 提出先 〒 861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園 702 番地
益城町役場地域開発課
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 - ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載
すること。）

公告

熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 16 条第 1 項の規定により土地地区画整理事業に関する環境影響評価準備書について説明会を開催するので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 14 年 8 月 2 日

益城町長 川 崎 義 秀

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 益城町長 川崎 義秀
 - (2) 住所 熊本県上益城郡益城町大字宮園 702 番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 益城台地土地地区画整理事業
 - (2) 種類 土地地区画整理事業
 - (3) 規模 対象事業面積 約 64.93 ヘクタール
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県上益城郡益城町大字広崎・古閑・福富・惣領の各一部
- 4 条例第 14 条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
熊本県益城町及び熊本市の一部
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時
平成 14 年 8 月 13 日（火）午後 7 時から午後 9 時まで
 - (2) 場所
益城町総合体育館会議室

熊本県公安委員会規則第 11 号

道路交通法の規定による自動車の使用制限に関する事務取扱規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県公安委員会委員長 本 田 暁 良

道路交通法の規定による自動車の使用制限に関する事務取扱規程の一部を改正する規則

道路交通法の規定による自動車の使用制限に関する事務取扱規程（平成 2 年熊本県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「熊本陸運支局長」を「熊本運輸支局長」に改める。

附 則

この規則は、平成 14 年 8 月 2 日から施行する。

